

(報告) 外部委託制度における電気管理技術者及び保安業務従事者の
 資格要件 (実務経験年数) の検討について

平成 25 年 3 月 19 日

電力安全課

1. 経緯

現行の電気保安管理業務の外部委託制度においては、委託を受ける電気管理技術者等が有する電気主任技術者免状の種別毎に、必要な経験年数を定めており、受託可能範囲は一律である。

一方、平成 20 年 12 月 26 日の電力安全小委員会で審議された「電気主任技術者資格要件検討 WG 報告書」の提言において、今後の電気管理技術者等の確保の観点から「外部委託の承認を受ける際に必要となる実務経験については、中立的な第三者による研修を実務経験に組み合わせた実務経験年数の設定が考えられ、今後、実現可能性を含めた具体的な制度を検討する」とされている。

当該提言は、所定の研修を受講した場合には、必要実務経験年数を減ずることができるというものであるが、中立性を法的に確保した第三者による研修制度の創設は、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」(平成 18 年 8 月 15 日閣議決定)に照らし、実現が困難であると考えられる。

2. 今後の対応について

本件に係る新たな対応として、受託設備をそのリスクに応じて区分し、小規模かつ定型的なキュービクル式受電設備など、リスクが小さいと見込まれる機器には、第三種電気主任技術者で 5 年の実務経験を求めないなど、必要実務経験年数の合理化を図ることを検討することが適当と考えられる。

今後、受託設備のリスクに応じた区分や必要な実務経験年数の検討を行い(下図参照)、平成 25 年度末までに検討結果を電力安全小委員会に諮ることとしたい。

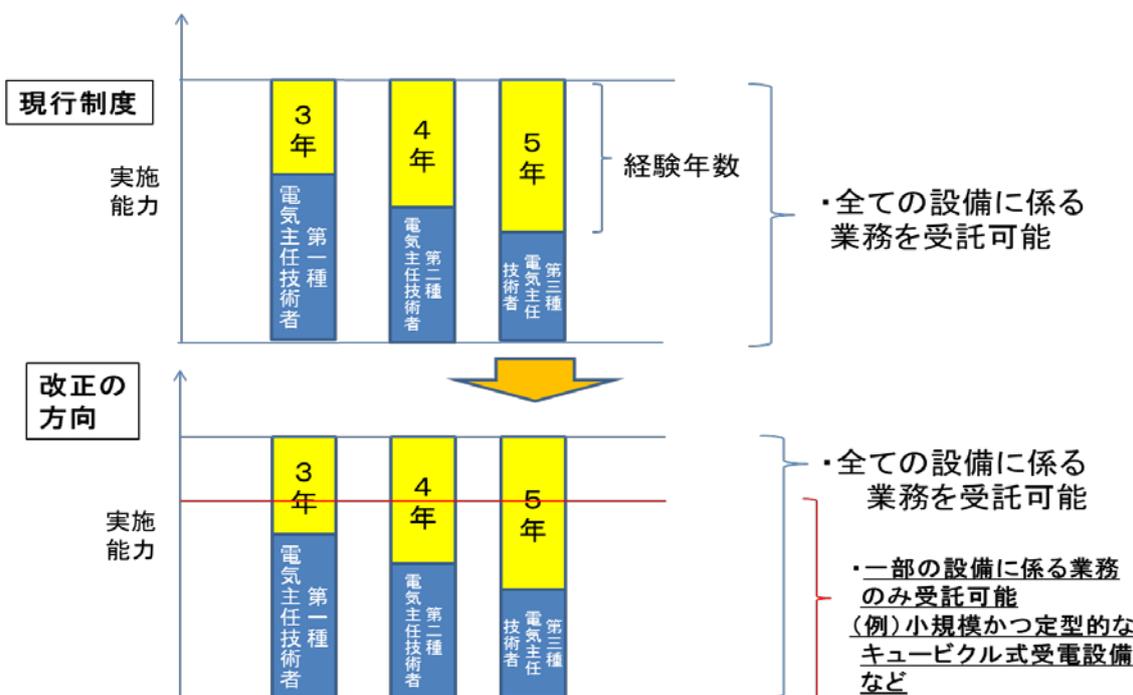


図. 必要実務経験年数と受託業務範囲の関係について

(参考)「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」(平成18年8月15日閣議決定)抜粋

国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させる仕組みの新設は抑制するものとし、やむを得ず、新設せざるを得ない場合については、当該事務・事業の基本的内容を、原則として、法律で定め、事務・事業の実施方法等に関する基準を客観的に明確なものとするとともに、登録制とする。